

利用開始の流れ

目安時期	内容	保護者の方へ
9月～10月	◆利用相談	市こども保育教育課にお子様の状況等をご相談ください。 保育所等の利用に際しての手続きの案内等をさせていただきます。
	◆受入可能性の検討 ・市担当者面談による聞き取り ・主治医意見書の確認 ・施設見学・施設説明の実施	様式第1号「医療的ケア主治医意見書」をかかりつけの医療機関で取得してください。 集団生活が可能であることを確認します。 希望する施設の見学をし、施設機能を確認してください。
	◆保育所等利用申請・医療的ケア実施申込 ・申請書等審査	保育所等を利用するための申請書とあわせて、 様式第2号「医療的ケア実施申込書」 様式第3号「医療的ケアに係る調査票」 様式第4号「医療的ケアに係る確認書兼同意書」 を市こども保育教育課に提出してください。
11月	◆鳴門市医療的ケア運営協議会の開催 ・受入可否に関する意見聴取	提出された申請書等をもとに、市が医師や学識経験者、関係機関等の職員で構成される協議会からお子様が保育所等での集団生活が可能かどうかの意見を聞きます。保護者の方は参加不要です。
12月～2月	◆利用調整 ・保育を必要とする理由の確認 ・医療的ケアの提供可否	保育所等の利用要件があるかどうか（保護者就労等）、希望される保育所等が受入可能かどうか（定員や医療的ケアの提供体制）を市が確認し、保育所等の利用決定を行います。 保護者の方には内定通知または保留通知が送付されます。

2月～3月	<p>◆内定保育所等の受入準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主治医・医療機関との調整 ・利用前面談 ・保育計画・マニュアル作成 	<p>内定を受けた保育所等と面談をしていただき、利用にあたっての注意事項の共有をしていただきます。</p> <p>主治医や利用中の支援事業者等に保育所等からお子様の状況や注意事項の確認を行いますので、主治医等に協力を依頼してください。</p> <p>面談や聞き取り結果を踏まえて受入保育所等でお子様の保育計画等を作成します。</p>
	<p>◆医療的ケア実施依頼・同意</p>	<p>保育所等からの説明や方針を確認後、保育や医療的ケアの内容に同意いただける場合は、様式第6号「医療的ケア実施依頼書兼同意書」を内定保育所等にご提出ください。</p>
	<p>◆利用決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用承諾 ・保育料（階層）決定 ・保育料無償化適用 	<p>市から施設の利用承諾書（認定こども園の場合は認定こども園が）と利用者負担額決定通知書が送付されます。鳴門市は保育料無償化事業を実施していますので、保育料は無料となります。</p>
4月	<p>◆利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供 ・物品等の預かり 	<p>消耗品を除き、医療的ケアで必要になる機器等を保育所等に預ける場合は、保育所等に様式第7号「医療機器等預かり同意書」とともに機器を預けてください。</p>

※目安時期は、審査の都合や書類の提出状況によって遅れる場合があります。

※原則4月からの利用開始手続きとなりますが、お子様や審査の状況に応じて利用開始月が5月以降となる場合があります。

※提供を受ける医療的ケアの内容が変更となる場合は、様式第1号「医療的ケア主治医意見書」と様式第2号「医療的ケア実施申込書」をあらかじめ市こども保育教育課に提出してください。

※提供を受けていた医療的ケアが不要となる場合は、様式第8号「医療的ケア終了届」を市に提出してください。